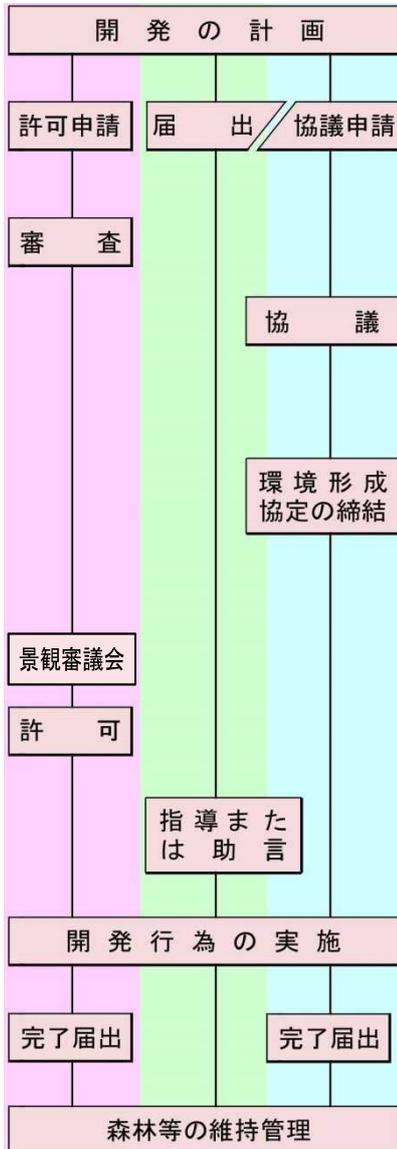


# 手続の流れ（緑豊かな地域環境の形成に関する条例）

## 協議申請／届出の手続について

開発行為の手続の概要は次のとおりです。

( ■許可 ・ ●届出 ・ ●協議申請 ・ ■許可/協議申請 ・ ■共通 )



■県民局や市役所又は町役場と十分相談して開発の計画を作ってください。  
(丹波地域では事前協議が必要です。)

■許可申請書、協議書、届出書は市役所又は町役場へ提出してください。

許可に係る案件又は開発区域の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のものは、市役所又は町役場から県民局へ送付します。

■許可に係る案件の審査は、県民局で行います。

●協議や指導・助言は、開発区域の面積に応じて、次のところで行います。

( 3,000 m<sup>2</sup>未満 — 市役所又は町役場  
3,000 m<sup>2</sup>以上 — 県民局 )

●開発行為の内容について、地域環境形成基準を基に協議します。

(計画整備地区の場合は、整備計画の内容が基準となります。)

●協議の後、次のような項目などについて協定を締結します。

( 森林の保全や緑地の確保など開発行為の内容  
開発行為に関する工事が完了した場合の手続  
協定の有効期間  
協定に違反した場合の措置 など )

■許可に係る案件については、審査の後、景観審議会に諮られます。

(丹波地域では協議に係る開発行為でガイドラインに適合しないものについては、丹波委員会の意見を聞きます。)

■許可の場合は、許可通知書を交付します。

不許可の場合は、個別に不許可理由を記載した通知書を作成します。

開発行為の届出内容が地域環境形成基準に適合しないと認められるときは、適切な措置を講ずるよう指導又は助言します。

■この条例以外に必要な許認可等を得てから開発の工事に着手してください。

また、届出の場合は、受理後に工事に着手してください。

■完了届出書を市役所又は町役場に提出していただきます。

■開発行為が完了した後は、森林、緑地等の維持管理に努めてください。